

# 社内懇親会の費用は交際費となるか

佐藤 香織  
鳥飼総合法律事務所  
弁護士

今回も前回と同様、法人のある支出が、所得の計算上損金に算入することが認められるか否かが争われた事案をご紹介します。

今回は、原則として損金に算入されないこととされている「交際費」が争点となった裁判例を取り上げる。

## 1 事案の概要

今回の事案は、法人が福利厚生費および会議費として支出した飲食代が、交際費等と認定された事案である（神戸地裁平成4年11月25日判決（判例タイムズNo.815, p.184）、大阪高裁平成5年8月5日判決、最高裁平成6年2月8日判決）。事案の内容は以下のとおりである。

(1) X社は、平成元年度の事業年度において、「福利厚生費」の科目で46回、「会議費」の科目で7回、従業員を対象に、飲食店で懇親会等を行っていた。懇親会等は、焼肉店、中華料理店、居酒屋、寿司屋などの複数の飲食店を会場とし、いずれも慰労のために一部の従業員を対象として行われていた。

なお、X社は、他の複数の企業に従業員を就労させている会社であって、全員参加の行事を

行うことが困難であったため、参加可能な一部の従業員を対象として、複数回の懇親会等を開催していたとの事情があった。

(2) これに対し、Y税務署長は、当該支出は、交際費等に当たり、損金には算入できないとして、平成2年6月25日付けで、X社の平成元年度の法人税の更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分を行った。

(3) X社は、Y税務署長が交際費等に当たるとして損金に算入しなかった約108万円のうち、3万5,000円を超える部分（以下、「本件支出」）については、旅行費用等として損金に算入されるべきものであり、その限度で被告の更正処分は違法であると主張して、その取消しを求めた。

(4) X社は、平成2年8月21日、異議申立てを行ったが、Y税務署長は、平成2年11月19日、この申立てを棄却する決定をした。

そこで、X社は、平成2年12月19日、国税不服審判所長に対し審査請求を行ったが、国税不服審判所長は、平成3年7月5日、この審査請求を棄却する裁決をした。こうした不服申立ての手続きを経て、X社は、神戸地方裁判所に、法人税更正処分一部取消訴訟を提起した。

## 2 交際費等の概念

(1) 制度の概要と根拠法令

① 資本金1億円超の法人においては、原則として、交際費等の額は全額損金不算入とされる（租税特別措置法第61条の4第1項）。

また、資本金1億円以下の法人においては、定額控除限度額（400万円）を超えた部分は全額、定額控除限度額内であっても10%相当額は損金不算入とされる（同条項第1号、第2号）。

② 「交際費等」とは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう」とされている（租税特別措置法第61条の4第3項）。

ただし、以下のものは、損金不算入とされる交際費からは除外される（租税特別措置法第61条の4第3項第1号ないし第3号、同法施行令第37条の5第1項および第2項）。

ア 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用

イ 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く）であって、その支出する金額を参加した人数で除した金額が5,000円以下のもの（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年3月31日公布）により改正）

ウ カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用

エ 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する

費用

オ 新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、または放送のための取材に通常要する費用

(2) 「交際費等」とはどういうものか

① 立法の目的

交際費等であっても、法人の事業と直接の関係があるものであれば、企業における必要な経費であるから、損金の額に算入される性質のものであると考えられる。

しかし、法人の支出する交際費等の中には、法人が自由に額を決めて支出できるものや、事業との関連が薄いものもあることは否定できず、また、交際費等の損金算入を無制限に認めてしまうと、立法当初からの目的である「冗費、濫費の抑制」が達成できなくなるおそれがある。

そのため、租税特別措置法では、以下のとおり、「交際費等」に該当する要件を定めている。

② 税法上の「交際費等」の要件

「交際費」とは、民法など私法において定義されているものではない。

そこで、前記(1)②で述べた税法上の定義、および、「交際費等」が一般的に支出の相手方や目的に照らして、取引関係の円滑な進行を図るために支出するものと理解されていることから、「交際費等」に該当する要件には、図表1のようなもの

図表1 「交際費等」に該当する要件

支出の目的	接待等の行為により事業関係者との間の親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ること
支出の相手方	事業に関係のある者
行為の形態	接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為

があると考えられている（なお、この3要件が必要であると明確に判断した裁判例に、東京高裁平成15年9月9日判決（判例タイムズNo. 1145, p.141）がある）。

### ③ 「交際費等」の範囲

前記(1)②のA～オに該当するものは、交際費等から除外することとされている。

そのうち、今回の裁判例と関連するものとして、「A 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」がある。これは、一般的には、従業員全員を対象とする慰安のための行為に要する費用をいうと解釈されている。

しかし、法人の業務内容等によっては、従業員全員に対して同時に慰安のための行為を行うことができない場合もあり、たとえば、各部署によって行われるような場合もあるだろう。そのような場合にも、それが通常費用であれば、従業員の慰安のために行われたものと認められる。

## 3 今回の裁判例のポイント

### (1) 争点

今回の裁判例の争点は、本件支出が法人の所得の計算上損金に算入されない交際費等に該当するか否かである。

ただし、その前提として、以下の2点が問題となった（租税特別措置法第62条第3項（筆者注：現行の租税特別措置法第61条の4第3項））。

①従業員に対する支出が交際費等になることがあるか。

②本件支出が専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用（以下、「旅行費用等」）にあたるか。

### (2) 裁判所の判断

#### ① 争点①（従業員に対する支出が交際費等になることがあるか）について

裁判所は、交際費等を定めた趣旨について、「いわゆる交際、接待などに費やされる交際費等は、そのかなりの部分が営業上の必要に基づくものであり、本来的には営業上の必要に基づく支出である限り、事業経費として損金に算入されるべきものである。しかし、交際費等の支出を法人の自制に任せるときは、従業員に対する給与が交際費等の形で支出されたり、役員若しくは従業員の私的な接待又は事業上の必要を超えた接待に使われ、冗費濫費を生じる傾向にあるため、それらの弊害を抑制し、資本の充実・蓄積等を促進するという政策目的から、本来損金に含まれるべきはずの法人の交際費のうち一定額を超えるものを特別に損金不算入とする例外を設けたと解することができる」と判示した。

そして、この趣旨を本件の事案に当てはめ、「この趣旨からすれば、冗費濫費のおそれがあるのは、法人が取引先等のために支出した場合だけでなく、法人がその役員や従業員のために支出した場合も同様であり、また、措置法62条3項括弧書きは、交際費等の範囲から『専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用』を除いており、従業員に対するこれらの支出が本来的には交際費等に当たるべきものであることを前提としていると解することができるから、同項の『その得意先、仕入先その他事業に関係ある者』とは、得意先、仕入先だけでなく、当該費用を支出した法人の役員及び従業員も含まれると解するのが相当である」と判示した。

つまり、従業員に対する支出も交際費等に当たる場合がありうるということである。

#### ② 争点②（本件支出が旅行費用等にあたるか）について

X社が、「全従業員が参加する行事を行うことは不可能であり、適宜の方法により行う慰安のための支出は福利厚生費である」と主張したことに対し、裁判所は、「確かに、企業によっては、全員参加の行事が困難な場合があることは否定できず、X社のように他の複数の企業において従業員を就労させている場合も、全員参加の行事は困難であろうと想像される。しかし、就労部署毎に慰安を行うことが認められるとしても、その慰安の内容が社会通念上一般的に行われるものであり、かつ、その内容、費用の支出について、一定の基準に従ったものであることが必要であると解すべきところ、本件支出は、その支払の相手先も支払額も多用であり同一基準によって支出されているということはできないから、やはり、福利厚生費に当たるとすることはできない」と判示し、さらに、「法人が従業員の福利厚生を重視するのはもっともなことであるが、その給付が福利厚生費として相当な程度を超えている場合にも、交際費等の範囲から除外する根拠となるものではなく、福利厚生費として許容される程度を超えた酒食を福利厚生費として扱うことはできない」とした。

つまり、本事案のように、支払の相手先や支払額が福利厚生費として許容されている限度を超えている場合は、旅行費用等にはあたらないとした。

## 4 実務との関連

### (1) 「交際費等」の判断基準

前記2(2)②において、交際費と認められるための3つの要件をあげたが、これは学説でも有力であり、前掲東京高裁平成15年9月9日判決でも、この3要件によることを明らかにした。3要件説は、租税法律主義を尊重し、条文の文言に従って

要件を判断するものであるとされる。

一方、過去の裁判例では、2つの要件で判断したケースもある。今回取り上げた裁判例も、支出の相手方が事業に関係ある者（従業員）であり、慰安のための行為であるとして、2つの要件で判断しているとも思われる。

このように、裁判例には必ずしも確立した基準はなく、また、事実は千差万別である。したがって、飲食代が交際費等にあたるかが争われるような事案においては、飲食を行った者、飲食の内容、金額、回数、時間などを総合的に勘案し、前記の要件が検討されることになる。

### (2) 隣接費用との関係

ある支出が交際費等に該当するか否かは、法人にとって大きな問題である。そして、交際費等との区分が困難であると思われるのが、福利厚生費、役員賞与、広告・宣伝費、前回取り上げた寄附金などである。

これらと交際費等との区別が問題となる場合には、いずれに該当するのかそれぞれの要件を検討しなければならない。特に訴訟においては、法律の解釈を行う際に、それぞれの制度の趣旨目的に立ち返ることが非常に有効な場合がある。

今回の裁判例でも述べられているように、交際費等については、法人の冗費濫費といった弊害を抑制し、資本の充実・蓄積等を促進するという政策的な目的のために、本来損金に含まれるべき法人の交際費のうち一定のものを例外的に損金不算入にするという制度の趣旨目的が重視されている。

こういった政策目的がある以上、交際費等の範囲を拡大するような法律の解釈は、許されないといわなければならない。

〈参考文献〉

金子宏『租税法（第14版）』弘文堂、p. 318